

「アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー」於日本（10/28～11/11）

プロジェクトでは、人身取引に係る日本とタイのお互いの取組みを紹介し学び合うために、毎年、タイのMDTメンバーを日本に招き、日本・タイワークショップを行っています。ミャンマーとベトナムでJICAの人身取引対策プロジェクトが始まり、地域的な協力強化に期待が高まっている今年のワークショップは、課題別研修「アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー」に組み合わせ実施しました。この課題別研修にはタイだけではなく、カンボジア、ミャンマー、ラオス、ベトナム、フィリピンからの参加者もいます。

1. 事前ブリーフィング

課題別研修という形で日本に行くのは初めてですが、プロジェクトにとっては日本に研修生を派遣するのは4回目となります。プロジェクトでは、研修に先駆けて、タイの参加者10名（社会開発人間安全保障省のパヤオ県社会開発人間安全保障事務所所長1名、シェルター所長4名、人身取引対策部 政策課長1名、労働省1名、法務省1名、警察省1名、シェルター ソーシャルワーカー1名）に対し10月12日に事前ブリーフィングを行いました。ブリーフィングでは、研修の目的と詳細スケジュールを確認し、研修中に行う国別発表の準備についても話し合いを行いました。今までの参加者のアドバイスが興味深いものでした。「日本人は時間を守るので絶対に遅刻しないように」、「日本では沢山歩かされるので、歩きやすい靴を持っていくように」、「日本は物価が高いので、日用品はタイから持っていくように」、「寒いので、ズボンを履くように（タイでは公式の場所では女性はスカートをはきます）」等々のコメントが出ていました。

2. 日本にて

10月28日から11月11日に実施された日本での研修では、人身取引対策に取り組んでいる内閣府、外務省、厚生労働省、警察庁、法務省、国際

移住機関(IOM)などから講義を受けました。現場視察としては、女性相談センター、民間のシェルター、ホットライン等を訪問し、意見交換を行いました。また、研修最後の3日間はタイ人参加者のみで行動し、日本に基盤を置くタイ人支援組織や駐日タイ王国大使館とも意見交換の機会を持ち、日本におけるタイ人やタイ人被害者保護の状況を学びました。そして今年は、タイと日本の警察の協力によって人身取引加害者を訴追し、被害者を保護した長野県を訪れ、長野県警、婦人相談所、国際交流協会等の話を聞きました。



長野県警での意見交換の様子

同研修の目的は(1)タイ・日本両国の人身取引対策について相互理解を深めること、(2)参加メンバーがこのワークショップを通してMDT強化に資する知見を得ることですが、今回はそれらの目的に加えて、6か国の参加国の相互理解に基づく国際的なネットワークが強化されるということがありました。

タイの参加者は、他の参加国と違って、受入国及び送出国として多くの取組みを行っています。そういう意味においても、他国の参加者の参考になったかと思えます。また、毎年、研修の最終日に研修で講義をしてくださった方々を招いて報告会を実施していますが、今回も具体的な質問がたくさん出て、特にタイに対する質問が多く出ました。

今年も、今までの反省と研修生の意見を取り入れ、グループワークを組み入れたり、視察先を増やしたりと様々な工夫がなされていました。計画

から実施までお世話になった国立女性教育会館、講師の方々、視察先の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

来年1月にタイ人研修生10名を集め、日本から学んだことを発表する機会を設けるので、1月のMDT通信でその様子をお知らせいたします。

運営指導調査団の受入れ (10/22-26)

早いもので、プロジェクトもあと1年半を残すまでになりました。現在までの進捗を共有し、残りの期間の方向性を確認するため、JICA本部より運営指導調査団を受入れました。また、タイ政府をはじめ国際機関、国際NGO、そしてドナーの最新の取り組みを把握するために関係者から聞き取りを行いました。

国際機関、国際NGO、そしてドナーの多くはタイに拠点に置き、大メコン圏(GMS)を一括りとして人身取引対策の支援に取り組んでいます。当プロジェクトは日本とタイの2国間協力ですが、本邦研修や地域セミナー等を通してメコン地域を見据えながら活動しています。

運営指導調査では、国際移住機関(IOM)、メコン流域の人身売買に対する国連機関合同プロジェクト(UNIAP)、オーストラリア国際開発庁(AusAID)、ワールド・ビジョン(WV)から各々の活動を聞き取りました。



UNIAP 前プロジェクト・マネジャーのマット氏からの聞き取り

聞き取りを通して、数々ある2国間覚書(MOU)の中でもタイとミャンマー間の協力体制が近年とても改善されているとの意見が多く聞けました。3か月毎の定期会合を行った結果、2国間のネットワークが強化され、タイで保護された

ミャンマーからの人身取引被害者の国籍確認が以前は1年以上かかっていたのが、3か月に短縮されたことや、2国間の局長級が参加する会合以外に、ソーシャルワーカー間の会合も設け、ミャンマー人のソーシャルワーカーがタイのシェルターを訪ね、ミャンマー人被害者の聞き取りが行われるようになったとの成果が報告されました。また、AusAIDからは、人身取引の刑事司法制度の支援を目的に、2006年から2011年にかけて、警察を中心とした人身取引対策の特別ユニット設立や強化活動を行ってきたことが共有されました。AusAIDは、2013年から、裁判官・検察官を対象としたプロジェクトを計画しているとのことです。

ケースマネジャー(CM)養成に関しては、GMSにおいて、タイ以外の大学でソーシャルワークを体系的に学ぶ場が確立されていないのではないかとこの点が挙げられ、GMS地域のCMの育成のためのカリキュラムが大学レベルで必要なのではないかということが話し合われました。



運営指導調査の最終日に、人身取引対策部サワニー部長及び百生チーフアドバイザーが、これまでの活動成果と今後の予定について、JICAタイ事務所 木下次長と在タイ日本国大使館 伊藤一等書記官に報告を行いました。